

枝木・食器の特別収集を行います

■問合せ…生活環境課(☎025-526-5111、内線1020-1650)

家庭で剪定した枝木や不要になった食器を収集します。近くの収集会場に直接持ち込んでください。費用は無料です。なお、荷降ろしは、搬入する人が行ってください。

1 日程および会場

日時	場所	収集品目
11月4日① 午前9時～11時30分	吉川区総合事務所スノーステーション前	枝木
	吉川コミュニティプラザ駐車場	食器
11月11日① 午前9時～11時30分	旧北陸農政局上越農地保全事務所(旧増村朴斎記念館北側)	枝木
	板倉区総合事務所職員駐車場	食器
11月11日① 午後1時30分～3時30分	中郷区総合事務所前駐車場	枝木及び食器
11月18日① 午前9時～11時30分	上越市役所春日野職員駐車場	枝木及び食器

2 収集する品目

いずれも家庭から排出されるものに限りです。

○枝木…長さ3m以下、直径1m以下(根っこ、廃材、落ち葉、草は収集できません。)

※会場へ持ち込む際は、道路に枝木が落下したり、飛散したりしないように、積荷をロープで固定する、または荷台にシートを掛けるなどの安全対策をお願いします。

○食器…皿、碗、どんぶり、湯のみ、カップ、コップ、グラス、ジョッキ、急須など(陶磁器、ガラス、木、金属製のものに限る)

※使用済み・未使用品いずれも出すことができます。

※段ボール箱に食器を入れ、丸めた新聞紙を隙間に詰めるなど割れないようにしてお持ちください。なお、未使用のまま化粧箱などに入っているものについては、そのまま出すことができます。また、中身の確認を行いますので、段ボール箱などにふたをしないでください。

※プラスチック製の食器や、割れ、欠け、ひび、汚れのあるもの、自作のもの、鍋やフライパンなどの調理器具のほか、スプーン、フォーク、ナイフ、箸は収集できません。



消費税軽減税率制度

■問合せ…高田税務署法人課税第一部門(☎025-523-8522)

平成31年10月1日(新元号が未定のため平成と表記)から消費税の税率が10%に引き上げられるとともに、軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の内容や経理方法等について説明を行います。

■説明会

参加費は無料で、申し込みは不要です。筆記用具を持参してください。

	開催日	開催時間	会場
上越会場	11月20日①	午後3時45分～4時15分	リージョンプラザ上越(下門前446-2)
妙高会場	11月21日①	午後3時45分～4時15分	新井ふれあい会館(妙高市上町9-1)

■講師の派遣

事業者団体の集まりや勉強会などに職員を派遣し、制度の説明を行います。派遣費用は無料です。派遣を希望する場合は、問合せ先へご連絡ください。